

# 審査品質管理小委員会報告書（平成 30 年度）

平成 31 年 4 月

産業構造審議会 知的財産分科会

審査品質管理小委員会

## はじめに

本小委員会は、特許庁における特許・意匠・商標の審査に関し、品質管理のポリシーや、必要なマニュアル等、品質管理の方針や手続が適切に整備されているか、品質管理体制が適切に整えられているか、方針や手続に沿った品質管理が適切に実施されているかなどの、品質管理の実施体制及び実施状況等についての検証・評価を通じ、特許庁の品質管理の向上に向けた提言等を行うため、平成 26 年 8 月に産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された。

我が国企業の事業・研究活動のグローバル化に伴い、我が国特許庁による審査の結果が海外においても通用し、諸外国において円滑に権利化が図られることが求められている。また、産業財産権制度を活用した事業の予見性を高め、紛争を未然に防止することも求められている。これらの要請に応えるには、権利を設定するために行われる審査について、その質の維持・向上が欠かせない。

このような状況を受け、我が国特許庁は、平成 26 年度に、「強く・広く・役に立つ権利設定」などを謳った「品質ポリシー」を策定・公表し、これに基づく審査を行うための品質管理システムを特許・意匠・商標横断的に構築してきた。そして、この品質管理システムを機能させ、審査の質の維持・向上を実現するには、審査の質に係る特許庁内部の取組としてのいわゆる PDCA サイクルを適切に回し、継続的に改善を行うことが肝要である。

本小委員会は、このような特許庁内部の取組に、客観的な評価や改善提言を反映させることによって、国際的に見ても先進的な品質管理を実現すべく、平成 26 年度策定した審査の品質管理の評価項目及び評価基準に基づいて、平成 30 年度の特許庁の品質管理の実施体制及び実施状況について検証・評価し、その改善点についての検討を行った。

産業構造審議会知的財産分科会 審査品質管理小委員会  
開催経緯

第1回小委員会 平成31年2月18日

議事 ①審査品質管理の実施体制・実施状況に対する委員評価、及び改善提案について

②審査品質管理の実施体制・実施状況に対する改善提案について

第2回小委員会 平成31年3月22日

議事 ①平成30年度審査品質管理小委員会報告書（案）について

産業構造審議会知的財産分科会 審査品質管理小委員会  
委員名簿

委員長	相澤	英孝	武蔵野大学法学部法律学科教授
	浅見	節子	東京理科大学大学院教授
	浅見	正弘	日本知的財産協会理事長
	飯村	敏明	ユアサハラ法律特許事務所弁護士
	井上	渉	日刊工業新聞社編集局経済部長
	小原	寿美子	伊東国際特許事務所弁理士
	長澤	健一	日本国際知的財産保護協会会長
	中條	武志	日本品質管理学会顧問・中央大学教授
	本多	敬子	本多国際特許事務所弁理士
	渡邊	知子	渡邊知子国際特許事務所弁理士

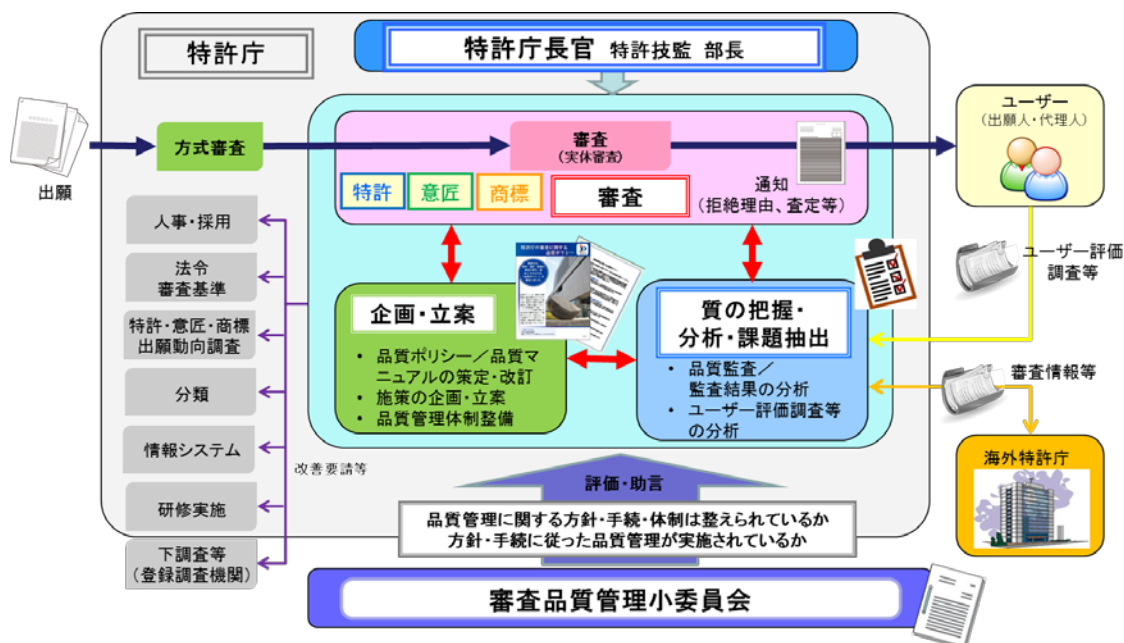
(敬称略, 五十音順)

## 目次

I. 品質管理の取組状況.....	1
1. 特許.....	2
2. 意匠.....	10
3. 商標.....	16
II. 品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果 .....	26
1. 特許.....	28
2. 意匠.....	37
3. 商標.....	45
III. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言 .....	52
1. 特許.....	52
2. 意匠.....	53
3. 商標.....	54
IV. むすび.....	56
(参考資料) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準 .....	i

## I. 品質管理の取組状況

特許庁では、以下に図示するような品質管理システムを構築し、品質管理を行っている。

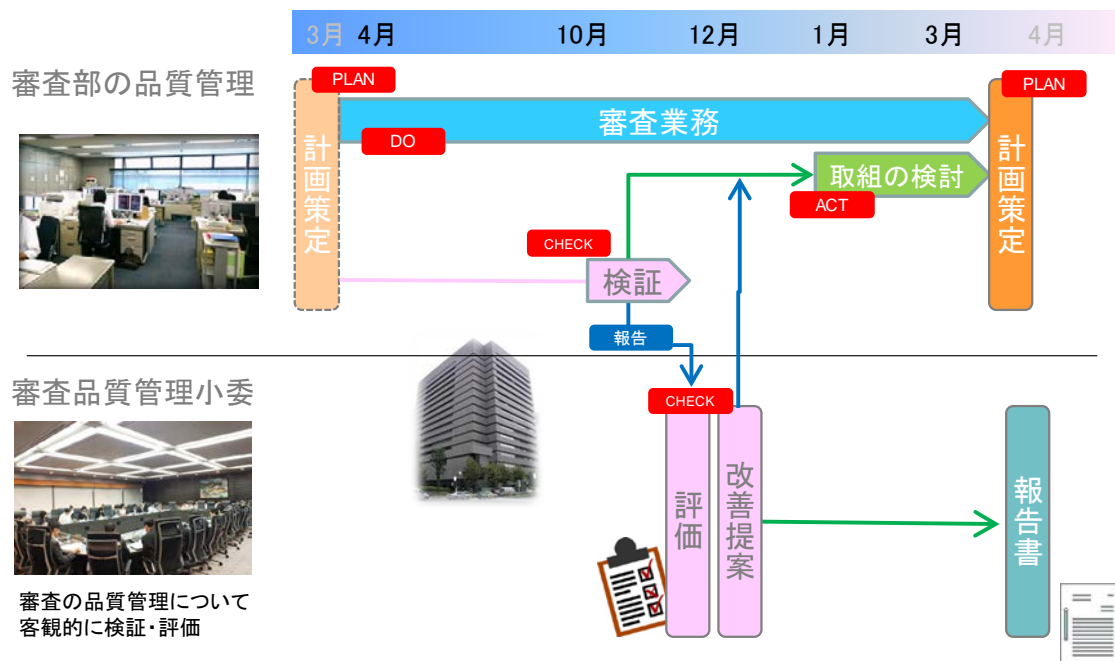


特許庁の品質管理システムの全体像

この品質管理システムの整備及び実施に対しては、長官及び特許技監（商標では特許技監に代わり審査業務部長）が責任を負っている。そして、実体審査を行う審査部門、品質管理施策の企画・立案を行う部門、質の把握・分析を行う部門が、相互に緊張関係を有しながら連携することで品質管理を行っている。

本小委員会は、品質管理の実施体制及び実施状況等についての検証・評価を通じ、特許庁の品質管理の向上に向けた提言等を行うため、産業構造審議会知的財産分科会の下に設置された。

下図に示すように、特許庁はその内部で自ら PDCA サイクルを回して、審査の質の継続的改善を行っている。その一方で、本小委員会は特許庁における品質管理の実施体制及び実施状況について評価や改善提言を行い、これを特許庁内の PDCA サイクルに反映することを通じて、審査の質の向上に寄与するという役割を有している。



なお、特許庁の品質管理システムを文書化したものとして、「品質管理に関するマニュアル（品質マニュアル）」が特許、意匠、商標の各審査の品質管理について作成され、特許庁のホームページにおいて公表されている。

このような品質管理システムの下、平成 29 年度の本小委員会の改善提言<sup>1</sup>に基づき、特許庁が行った主要な取組とその結果は以下のとおりである。

## 1. 特許

### 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- 品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置づけと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる一覧表等を作成すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：制度ユーザーによる品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書へのアクセスを容易化する。

<sup>1</sup> 審査品質管理小委員会報告書（平成 29 年度）  
[https://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shin/shingikai/pdf/hinshitsukanri\\_report\\_h29.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shin/shingikai/pdf/hinshitsukanri_report_h29.pdf)の第 33～36 ページ参照

- ✓ 品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書についての一覧表を、四法の比較ができる形で作成する。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 上記関連文書の一覧表を全体の中の位置づけと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる形で作成し、ホームページで公表した。

上記取組の結果、上記関連文書を四法で比較できる形で作成し公表したため、ユーザーによる関連文書へのアクセスが容易化された。

#### 評価項目④⑤ 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

- 第4次産業革命関連技術などの新技術も含めてユーザー（出願人、第三者）にとって適切な権利設定がなされるような審査実施体制及び品質管理体制の充実を図ること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：審査実施体制及び品質管理体制を第4次産業革命関連技術に配慮しつつ充実させる。

- ✓ 審査体制の整備・強化を図るべく、審査官の増員に努める。
- ✓ 審査の質を継続的に向上させるため、品質管理に必要な体制を確保する。
- ✓ IoT関連技術の審査における、IoT関連発明に精通した担当官との協議を継続する。
- ✓ 技術研修等の開催に加え、庁内講座の新設を検討し、AI・IoT技術に関する持続的な学習機会を提供し、AI・IoT関連技術の審査に対応できる人材を継続的に育成する。
- ✓ 無効理由のない権利の設定のため、効果的な品質監査における担当審査官へのフィードバックや協議の実施方法を検討する。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 37名の恒常審査官と96名の任期付審査官を採用し、従来通りの特許審査の体制を概ね維持した。
- ✓ 103名の品質管理官を確保し、品質管理に必要な体制を維持した。
- ✓ IoT関連発明に精通した担当官との協議を継続した（IoT協議の件数691件）



(4月-2月))。

- ✓ AI・IoT関連技術の審査に対応できる人材を継続的に育成するために、「AI・IoT講座」として、当該技術に関する複数の技術研修からなる庁内講座を設置し、実施した。また、当該技術に関する、外部で開催される様々なセミナーや学会等への審査官の派遣も行った。
- ✓ 品質管理官が審査官にフィードバックを行う際には、監査時のサーチ履歴等を含んだ監査結果を伝えることとした。
- ✓ 平成29年度の国際出願の国際調査等を対象とした協議において、サーチに対する意見が多く出されたことを踏まえ、一部の案件については、一案件につき二回の協議を行うこととし、そのうち一回目は、遅くともサーチ終了前に行うことでサーチノウハウの共有を図った。

上記取組の結果、第四次産業革命関連技術に関する人材育成の強化等の取組を実施したため、新技術に対応できる審査実施体制及び品質管理体制がより充実した。さらに、協議や品質監査に関する改善等が実施されたため、適切な権利設定がなされる審査実施体制及び品質管理体制がより充実した。

#### 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- サーチの質の更なる維持及び向上のための審査官間のサーチノウハウの共有化を推進するとともに、外国語文献等をより効率的に検索するためのサーチ環境整備を通じ、先行技術文献調査を充実させること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：外国語文献等のサーチを充実させる。

- ✓ 最低限調査すべき範囲や留意事項等をまとめた技術分野別サーチガイドライン、協議や庁内の審査に関する知識共有のためのポータルサイトによる周知等を通じ、経験豊富な審査官の知識を含む技術分野ごとのサーチ知識の共有を引き続き推進する。
- ✓ AI技術の活用を含めたサーチ環境の高度化に向けた取組及び検索インデックス、その他のデータベースの充実化を継続的に推進する。
- ✓ 中韓文献翻訳・検索システムに蓄積されている特許文献を、特実検索システムにおいて検索及びスクリーニングできるようにする。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 平成 29 年度の PCT 出願を対象とした協議において、サーチに対する意見が多く出されたことを踏まえ、一部の案件については、一案件につき二回の協議を行うこととし、そのうち一回目は、遅くともサーチ終了前に行うことでサーチノウハウの共有を図った（再掲）。
- ✓ 新規分野担当者の早期立ち上げ等に技術分野別サーチガイドラインを活用し、同じ技術分野を担当する審査官の間で当該技術分野のサーチに必要な最低限の知識や考え方を共有した。また、協議等で得られた共有すべきノウハウをポータルサイトに書き込むことで、経験豊富な審査官の知識を含む技術分野ごとのサーチ知識の共有を図った。
- ✓ サーチ外注の品質向上のために、技術分野別サーチガイドラインを登録調査機関に提供した。
- ✓ 米国、欧州及び PCT の英語特許文献について、特実検索システムに検索用の全文日本語機械翻訳文が蓄積され、日本語での検索及びスクリーニングが可能となった。
- ✓ 中韓文献翻訳・検索システムに蓄積されている特許文献を、特実検索システムにおいて検索及びスクリーニングできるようにした。
- ✓ サーチの質の維持及び向上のため、外国特許文献調査を拡充した（平成 26 年度と比較した外国特許文献のサーチが実施された審査の割合：約 1.8 倍（平成 30 年 4 月-平成 31 年 2 月））。

上記取組の結果、サーチガイドラインの活用及び外国文献に係る検索システムの拡充等が実施されたため、サーチがより充実した。

- 審査官間の判断の均質性等に関する課題を継続的に分析するとともに、質の保証に関する取組を推進することにより、国内外ユーザーに信頼される高品質な審査を着実に実施すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：均質性の高い、ユーザーから信頼される審査を実施する。

- ✓ ユーザー評価調査等を通じて判断の均質性に関する課題を調査・分析するとともに、協議や品質監査等による判断の均質性を高めるための取組を引き続き行う。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ ユーザー評価調査における判断の均質性の満足度は、向上しているものの、評価の平均が相対的に低く、全体評価との相関が高い項目であり、優先的に改善に取り組む必要があることから、判断の均質性を高めるため、引き続き、一定の場合（IoT 関連技術の審査をする場合等）には、審査官が必ず協議を行う等の取組を行った。
- ✓ 判断の均質性の更なる向上を目指し、ユーザー評価調査の均質性に関する設問について、均質性の問題を特定するため、条文ごとに均質性の不満の内容を尋ねる設問を追加し、調査を実施した。その結果、進歩性と記載要件の判断において課題が把握された。今後、詳細な分析を行う予定。

上記取組の結果、ユーザー評価調査における判断の均質性の満足度が年々向上しているところ、協議等の取組を引き続き実施し、均質性の高い審査が継続して実施された。また、ユーザー評価調査を用いた均質性の課題の分析が進んだ。

- 電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションの充実を継続するとともに、出張面接審査やテレビ面接審査に関する情報を発信する等、地方の中小企業を含むユーザーの特許権取得を効果的に支援するための取組を継続すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：出願人等の納得感が高い審査を継続して実施する。また、地方企業や中小企業を含むユーザーの特許権取得を効果的に支援する。

- ✓ 面接や電話対応を積極的に実施する。また、地方創生への取組の一環として、審査効率にも留意しつつ、出張面接・テレビ面接を積極的に実施する。
- ✓ 巡回特許庁や各種セミナー等において、パンフレットの配布等を行い、出張面接やテレビ面接の利用状況について、随時周知を進めていく。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 巡回特許庁、各種セミナー、企業コンタクト等において、出張面接やテレビ面接の利用を促した。
- ✓ 電話対応を 16,018 件実施した。また、面接審査を 3,653 件実施した（そのうち、出張面接審査及びテレビ面接審査は 1,050 件）。INPIT 近畿統括本部（INPIT-KANSAI）においては 442 件の出張面接審査を行った（4 月-2 月）。
- ✓ 面接審査の満足度の更なる向上のため、具体的なユーザーニーズを把握する

ためのアンケート票を各面接時に配布するアンケート調査を開始した。

- ✓ 資金調達のサイクルなど、事業のスピードが早いベンチャー企業が戦略的に特許権を取得して活用できるようにするため、ベンチャー企業対応面接活用早期審査を創設した（平成 31 年 2 月末時点で 10 件申請）。また、ベンチャー企業のスーパー早期審査の要件を緩和した（平成 31 年 2 月末時点で 91 件申請）。

上記取組の結果、昨年度と同様の規模・態様の面接審査が実施され、出願人等の納得感の高い審査が継続して実施された。また、出張面接審査が継続して実施されるとともに、ベンチャー企業対応面接活用早期審査が創設されたため、地方企業、中小企業を含むユーザーの特許権取得がより効果的に支援された。

#### 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- 意見交換やユーザー評価調査等を通じた、海外ユーザー、小規模ユーザーを含めた幅広いニーズ把握を実施すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：幅広いユーザーのニーズを把握する。

- ✓ 大企業だけでなく、中小・ベンチャー企業とも意見交換を行う。
- ✓ 海外ユーザーのニーズ把握等のために、海外企業を訪問する。
- ✓ 海外ユーザーや小規模ユーザーを含む様々なユーザーを対象としたユーザー評価調査を継続する。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 大企業のみならず中小・ベンチャー企業及び海外企業とも幅広く企業コンタクトを行い、特許庁の施策、取組等の普及を行った（377 件（4 月-2 月））。
- ✓ ユーザー評価調査において海外ユーザーや小規模ユーザーの対象を増加し、様々なユーザーのニーズの把握に努めた（平成 30 年度：海外企業 141 者、小規模出願人 101 者、平成 29 年度：海外企業 59 者、小規模出願人 19 者）。

上記取組の結果、幅広いユーザーを対象とした企業コンタクトが実施され、ユーザー評価調査における海外ユーザーや小規模ユーザーへの対象拡大が実施されたため、より幅広いユーザーのニーズが把握された。

## 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- 品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：取組と結果との関係の確認を通じた継続的改善を図る。

- ✓ 協議や品質監査の取組を通じて、品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図る。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 平成 29 年度の PCT 出願を対象とした協議において、サーチに対する意見が多く出されたことを踏まえ、一部の案件については、一案件につき二回の協議を行うこととし、そのうち一回目は、遅くともサーチ終了前に行うことでサーチノウハウの共有を図った（再掲）。
- ✓ 登録調査機関の先行技術文献調査について、品質監査の結果によって各案件についての当該調査の評価が変わる場合に、その結果を評価に反映させることとした。

上記取組の結果、サーチノウハウの共有化を推進するため、PCT 協議の態様の変更や品質監査結果に基づく登録調査機関のサーチの評価についての改善を行い、その後、サーチについて内部監査等で確認することにより、継続的改善が図られている。

## 評価項目⑩ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- 我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国内外ユーザーや海外特許庁へ積極的に情報発信するに当たり、品質管理の取組の分かりやすい情報提供の検討及び海外特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を継続すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：特許庁の品質に関する国内外の理解を得ることにより、信頼感を高める。

- ✓ 国際会議、審査官協議、審査実務指導等の機会を通じて、海外特許庁へ我が

国特許庁の審査の質に関する取組を発信するとともに、海外特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を行う。

- ✓ 各企業／業界団体との意見交換を引き続き実施する。
- ✓ 品質管理の取組について引き続きホームページで情報提供するとともに、分かりやすい情報提供のため、平成 30 年度にホームページの見直しを行う。
- ✓ 第 1 期日米協働調査試行プログラムの対象案件について、全ての結果が出そろった段階で、ホームページ等において分析結果の公表を行う。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 種々の国際会議<sup>2</sup>において、我が国特許庁の審査の質に関する取組を発信するとともに、他庁の品質管理に関する取組の収集を行った。
- ✓ 中国特許庁との間での審査官派遣・受入時、ドイツ、韓国、及び台湾の特許庁からの審査官受入時に、我が国特許庁の審査の質の維持・向上に関する取組を紹介した。
- ✓ 新興国・ASEAN 諸国の特許庁職員に対する研修を、内容を見直しつつ実施し、我が国特許庁の審査の質の維持・向上に関する取組を紹介した。
- ✓ 大企業のみならず中小・ベンチャー企業及び海外企業とも幅広く企業コンタクトを行い、特許庁の施策及び取組等の普及を行った（377 件（4 月-2 月）（再掲））。
- ✓ 品質管理の取組についてホームページで情報提供するとともに、分かりやすい情報提供のため、ホームページの見直しを行っているところ。
- ✓ 第 1 期日米協働調査試行プログラムについて、プログラムのメリットを具体的にした分析結果の公表等を通じて、そのメリットについてユーザーへの更なる周知を図るとともに、その結果を審査官にフィードバックし、審査の質の向上を図った。

上記取組の結果、国際会議、審査官派遣・受入等において、品質管理に関する取組の情報収集が継続して実施されたため、特許庁の品質に関する国内外の理解を得ることができ、より信頼感が高まった。

---

<sup>2</sup> 五庁長官ユーザー会合、第 26 回 PCT 国際機関会合（MIA）及び第 9 回品質サブグループ非公式会合等

## 2. 意匠

### 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- 品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置づけと相互関係を示し、四法の比較ができる一覧表等を作成すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：制度ユーザーによる上記関連文書へのアクセスを容易化する。

- ✓ 品質ポリシー、品質マニュアル、意匠審査基準、意匠審査便覧、ガイドライン等の関連文書について、品質ポリシー、品質マニュアル、意匠審査基準、意匠審査便覧、ガイドライン等の関連文書についての一覧表を、四法の比較ができる形で作成する。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 上記関連文書の一覧表を全体の中の位置づけと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる形で作成し、ホームページで公表した。

上記取組の結果、上記関連文書を四法で比較できる形で作成し公表したため、ユーザーによる関連文書へのアクセスが容易化された。

### 評価項目④、⑤ 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

- 効率的かつ適切な審査を可能とする審査実施体制のために審査実施体制・品質管理体制の充実を図ること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：審査実施体制及び品質管理体制を充実させる。

- ✓ 効率的かつ適切な意匠審査を行うための審査実施体制を確保する。
- ✓ 効率的な品質監査のために、担当審査官へのフィードバックの実施方法を検討する。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 審査体制の整備・強化を図るべく、2名の意匠審査官を採用した。
- ✓ 品質管理官からの監査結果は、監査終了翌日までに決裁者へフィードバックし、再起案等の相談及び検討を速やかに行えるようにした。

上記取組の結果、意匠審査官採用により意匠審査を効率的かつ適切に行える審査実施体制を維持できた。さらに、監査の効率化を図ることができたため、審査実施体制・品質管理体制がより充実した。

## 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

●審査品質のさらなる維持・向上のための審査システムを整備すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：国際意匠登録出願（以下、ハーグ出願という）の審査システムを整備することにより、ハーグ出願の審査の質を維持・向上させる。

- ✓ ハーグ出願の起案文書及び起案文作成に関する問題点を分析し改善を図る。
- ✓ 受付開始から3年が経過したハーグ案件について、更に審査実務に関する知識等を共有する。
- ✓ 品質管理の維持・向上のために研修内容を検討し、充実化・改善を図る。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ ハーグ出願における協議指令書の起案文を見直し、理由文の組み合わせが適切に選択できるようシステム改造を行うことで、起案文の内容及び作成手順の改善を図った。
- ✓ ハーグ起案時の主なチェックポイントをまとめた「ハーグ起案チェックシート」に運用改善した内容を追加し、更新した。
- ✓ ハーグ出願に対する起案関係の情報を蓄積及び照会可能なアプリケーションを作成し、審査室の一部で利用を開始した。起案情報を日本意匠分類や通知種別、文字列（日本語及び英語）によって検索可能とした。
- ✓ 国際協調を意識し、意匠の認定（出願の願書及び図面の記載の取扱い、一意匠の考え方の明確化等）に関する意匠審査基準の改訂及び公表を行った。
- ✓ 新任管理職を対象に、決裁時に留意すべきポイントについての情報共有を行い、決裁の均質性を図った。

上記取組の結果、ハーグ出願の起案文等の改善及び起案関係、決裁関係の情報を共有する環境がより充実し、加えて審査システムの整備が進んだため、質の高いハーグ出願に対する審査が実施された。



- ユーザー評価調査における意匠審査官の専門知識レベルに関する課題を分析するとともに、質の向上に関する取組を推進することにより、国内外ユーザーに信頼される高品質な審査を着実に実施すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：専門知識レベルの向上を図り、ユーザーから信頼される審査を実施する。

- ✓ 意匠審査官として正確な意匠の認定を行うため、担当分野における物品の取引状況や創作現場に関する広い知識を得るための取組を行う。
- ✓ 特に異動者や担当分野が変わった審査官に対し上記取組を活用することで、専門知識の効率的な向上に取り組み、蓄積された専門知識は審査官間で情報共有を図る。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 審査担当分野の物品の取引状況や創作現場に関する知識を得るために、出願人企業を意匠審査官が訪問した。さらに、企業の経営層との意見交換、情報収集を行った。また、審査担当分野関連の展示会、学会、シンポジウム、セミナー等を訪問し（実績件数：95件）（2019年2月末時点）、担当分野の意匠のトレンド等の情報を得ることで、意匠の認定に必要な専門知識を高めた。
- ✓ 異動等で新担当分野を持った審査官は、企業訪問や面接を積極的に行うことで専門知識を得る機会を増やした。
- ✓ 従前作成している日本意匠分類ごとの分類定義や出願案件ごとに引き継ぎを想定した記録を必要に応じて作成することで、日頃から将来の異動を想定した記録の蓄積を行うと同時に、一部の審査室においてはハーグ出願に関する起案情報の蓄積・共有化を図った。

上記取組の結果、取引の実情や創作現場に関する広い知識を得る取組を実施し、専門知識がより高まった。また、起案情報を蓄積する仕組みの整備を進め、知識の共有化が進んだ。

- 電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションの充実を継続するとともに、出張面接審査やテレビ面接に関する情報を発信する等、地方の中小

企業を含むユーザーの意匠権取得を効果的に支援するための取組を継続すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：出願人等の納得感が高い審査を継続して実施する。

- ✓ 面接や電話対応を積極的に実施する。また、地方創生への取組の一環として、審査効率にも留意しつつ、出張面接・テレビ面接を積極的に実施する。
- ✓ 企業訪問時や、意見交換時などの際、出張面接やテレビ面接の利用について、随時周知を進めていく。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 電話対応を3,012件実施した。また、面接審査を294件実施した（そのうち、出張面接審査及びテレビ面接審査は83件）（2019年2月末時点）。
- ✓ 巡回特許庁、各種セミナー、企業コンタクト等において、出張面接やテレビ面接の利用を促した。

上記取組の結果、昨年度と同様の規模の面接審査が実施され、出願人等の納得感の高い審査が継続して実施された。また、出張・テレビ面接審査を継続して実施したことで、地方企業、中小企業を含むユーザーの意匠権取得が効果的に支援された。

#### 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ハーグ審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実を図ること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：ハーグ出願の品質監査を充実させる。

- ✓ ハーグ出願に関する品質監査の試行を拡大する。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 品質監査の対象を一次審査（以下、FAという）以外にも拡大した。
- ✓ 監査の試行対象拡大し、合わせて手続や審査判断に関する監査項目のチェック項目を追加した。

- ✓ 意匠審査基準の改訂及び、改訂意匠審査基準に則った審査運用の徹底等を図っている。
- ✓ ハーグ出願の起案記載例集を更新した。

上記取組の結果、ハーグ出願の監査対象を拡大し、監査の環境整備を図ることができたため、品質監査がより充実した。

- よりの確にユーザーの意見を聴取するため、意見交換やユーザー評価調査等を通じ、海外ユーザー、小規模ユーザーを含めた幅広いニーズを把握すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：幅広いユーザーのニーズを把握する。

- ✓ 大企業だけでなく、中小・ベンチャー企業とも意見交換を行う。
- ✓ 海外ユーザーや小規模ユーザーを含む幅広いユーザーを対象としたユーザー評価調査を継続する。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 小規模ユーザーも含めて企業コンタクトを行い、特許庁の施策、取組等の普及を行った。
- ✓ ユーザー評価調査における調査対象者について、海外ユーザーや中小企業（中小企業：62社）を含め、幅広いユーザーニーズの把握に努めた。

上記取組の結果、幅広いユーザーを対象とした企業コンタクトを実施し、ユーザー評価調査においては海外ユーザーや小規模ユーザーも含み実施したため、幅広いユーザーのニーズが把握された。

#### 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- 品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：取組と結果との関係の確認を通じた継続的改善を図る。

- ✓ 協議や品質監査の取組を通じて、品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図る。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ ハーグ出願に関し、今年度行った協議指令内容の変更により審査運用の中で発生しやすくなった起案の問題について、品質管理の取組を通じて得られた課題の改善策を検討し、重点的に監査を行う仕組みを整え、監査を実施した。
- ✓ 2017 年度から一次審査結果の書類に対する監査を行い、2018 年度からは、監査対象の起案書類を FA の書類だけでなく、FA 以外の書類にも拡大した。
- ✓ ハーグ出願は起案の実績を積み上げている段階であり、分析方法の確立のために 2018 年度も引き続き、全件に対して案件協議を実施し内容を分析し、監査における問題点の抽出等を行う。

上記取組の結果、通常の監査に加え、ハーグ出願の起案の問題点についても課題抽出と改善検討を行い、監査の重点的項目を抽出し、それを実施することにより、継続的改善が図られた。

#### 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- 我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国内外ユーザーや海外特許庁へ積極的に情報発信するに当たり品質管理の取組の分かりやすい情報提供の検討及び外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を継続すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：特許庁の品質に関する国内外の理解を得ることにより、信頼感を高める。

- ✓ 国際会議、審査官協議、審査実務指導等の機会を通じて、海外特許庁へ我が国特許庁の審査の質に関する取組を発信するとともに、外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を行う。
- ✓ 各企業／業界団体との意見交換を引き続き実施する。
- ✓ 品質管理の取組について引き続きホームページで情報提供するとともに、分かりやすい情報提供のため、平成 30 年度にホームページの見直しを行う。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 第4回意匠五庁（ID5）会合において品質監査に関する研究についての協力プロジェクトを国際協調に向けた新たな取組として採択した。また、台湾特許庁の意匠審査官と意見交換が行われることになった。
- ✓ 各企業、業界団体との意見交換を行い、特許庁の施策及び取組の普及を行った。
- ✓ 品質管理の取組についてホームページで情報提供するとともに、分かりやすい情報提供のため、ホームページの見直しを行っているところ。

上記取組の結果、国際会議、審査官派遣等において、品質管理に関する取組の情報収集が継続して実施されたため、特許庁の品質に関する国内外の理解を得ることができ、より信頼感が高まった。

### 3. 商標

#### 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- 品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置づけと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる一覧表等を作成すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：制度ユーザーによる上記関連文書へのアクセスを容易化する。

- ✓ 品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、ガイドライン等の関連文書についての一覧表を、四法の比較ができる形で作成する。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 上記関連文書の一覧表を全体の中の位置づけと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる形で作成し、ホームページで公表した。

上記取組の結果、上記関連文書を四法で比較できる形で作成し公表したため、ユーザーによる関連文書へのアクセスが容易化された。

#### 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

##### ●審査官数の確保及びその育成の充実を図ること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：審査実施体制及び審査官の育成を充実させる。

- ✓ 審査体制の整備・強化を図るべく、審査官の増員に努める。
- ✓ 審査の質を継続的に向上させるため、品質管理に必要な体制を確保する。
- ✓ 平成 30 年度研修計画に基づき、職位に応じた研修を行い、審査官の育成を図る。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 審査体制の整備・強化を図るべく、12 名の新任審査官を採用した。
- ✓ 審査官として長年の経験を積んだ者が継続して審査業務を行えるよう、再任用の道を確保した（今年度実績：8 名）。
- ✓ 11 名の品質管理官を確保し、品質管理に必要な体制を維持した。
- ✓ 研修計画に基づき、職位や経験年数に応じた階層別の研修を設け、審査官に必要な能力の向上を図った。

上記取組の結果、必要な審査官・品質管理官が確保され、また、研修計画に基づいた研修を実施し、審査官に必要な能力が向上したことにより、適切な権利設定がされる審査実施体制がより充実した。

##### ●新しいタイプの商標審査に関する審査実施体制の充実及び審査運用の徹底を図ること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：新しいタイプの商標審査に関する実施体制を充実させ、審査運用を徹底させる。

- ✓ 新しいタイプの商標審査に関する審査ノウハウの共有化を図り、新しいタイプの商標審査に対応できる人材を継続的に育成する。
- ✓ 新しいタイプの商標の審査に関して、「動き商標」、「ホログラム商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」及び「位置商標」に関する審査マニュアルの充実を図るとともに、順次、審査便覧に反映し、公表を図る。

- ✓ 新しいタイプの商標の審査については、管理職等を含めた協議を積極的に行うとともに、その審査事例を蓄積し、審査官間における情報共有を図る。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 各審査室に新しいタイプの商標の担当審査官を定め、「音」・「動き」などのタイプ別に審査ノウハウを蓄積し、審査官に共有を図るとともに、定期的に担当審査官を変更するなど、審査に対応できる人材を継続的に育成することができた。また、蓄積した審査ノウハウに基づき、新しいタイプの商標のタイプ別の審査マニュアルを改訂した。
- ✓ 新しいタイプの商標の審査について、管理職等を含めた協議をする場を定期的に設けて、積極的に協議を行うとともに、その協議結果（審査事例）をまとめたリストを作成し、その蓄積した情報を審査官に共有した。

上記取組の結果、担当審査官の設置や積極的な協議の活用により、審査の効率化及び審査ノウハウの蓄積を図りつつ、担当審査官の変更や審査官への審査ノウハウの共有化を通じて、新しいタイプの商標審査に対応できる人材を継続的に育成したことにより、新しいタイプの商標審査に関する実施体制が充実し、審査運用がより徹底された。

- 国際的なビジネス環境の変化、とりわけアジア諸国とのビジネス環境が急激に変化する中で、国際化に耐えられる十分な審査体制を構築すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：国際化に耐え得る審査体制を構築する。

- ✓ 平成 30 年度研修計画に基づき、国際化への対応能力向上のための研修（語学研修、海外留学等）を実施し、審査官の育成を図る。
- ✓ 欧州・韓国・台湾等の海外知財庁との二庁間における専門家会合、米国特許商標庁（USPTO）への審査官派遣、海外知財庁への専門家派遣等を通じて、国際化に対応した審査官の育成及び審査体制の構築を図る。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 研修計画に基づき、通学型講座、通信教育型講座などの語学研修を実施するとともに、語学留学、海外大学派遣（各 1 名）など国際化への対応能力向上のための研修を実施し、審査官の育成を図った。

- ✓ 欧州・韓国・台湾等の海外知財庁との二庁間における専門家会合、米国特許商標庁（USPTO）への審査官派遣（1名）、海外知財庁への専門家派遣（インドネシア：1名、ブラジル：1名）等を通じて、国際化に対応した審査官の育成及び審査体制の構築を図った。

上記取組の結果、研修計画に基づき語学研修、海外留学等を実施するとともに、海外知財庁との専門家会合、審査官派遣等を通じて、国際的な環境での業務を多くの審査官に経験させるなど、国際化に耐え得る審査体制の構築が進んだ。

### 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- 審査品質の向上のためのシステムを整備すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：システムを整備することにより、審査品質を向上させる。

- ✓ 商標審査の質の向上及び効率化に向けたシステム整備のため、商標審査周辺システムの開発を推進する。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 不明確な商品及び役務に係る審査の質の向上及び効率化を推進するため、過去に採択または採択できない商品及び役務の情報をわかりやすく表示するシステム対応を行った。
- ✓ これまで蓄積してきた商品及び役務のデータは膨大な量となっており、サーチに係る時間が増加しているため、審査の質の向上及び効率化のためにサーチ処理能力を向上させるシステム開発の検討を行った。

上記取組の結果、システムにおける表示方法の改善により、審査が効率化されるとともに、質の向上が図られた。また、サーチ処理能力を向上させるシステム開発の検討を行い、審査システムの整備が進んだ。

- 社会情勢の変化及びユーザーニーズを踏まえた商標審査基準（その他の審査資料も含む）の見直しを行うこと。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：社会情勢の変化及びユーザーニーズに対応する。



- ✓ ユーザーニーズ及び社会情勢の変化を踏まえ、商標審査基準の整備（小売等役務商標の取扱い、元号の取扱い等）を行う。
- ✓ ユーザーニーズの把握及び課題抽出を図るべく、各企業／業界団体と積極的に意見交換を行う。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 商標審査基準に係るユーザーニーズ及び社会情勢の変化を踏まえ、「識別力」及び「元号」などに関する審査基準について見直しを行った。
- ✓ ユーザーニーズの把握及び現状の審査における課題を抽出すべく、様々な企業／業界団体と意見交換を行った（61件（4-2月））。

上記取組の結果、改元などの社会情勢、様々な企業／業界団体との意見交換等を通じて得たユーザーニーズを踏まえた商標審査基準の見直しにより、社会情勢の変化やユーザーニーズへの対応が進んだ。

- 判決や審決のフィードバックによる審査の適切性を確保すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：判決や審決を踏まえた適切な審査を実施する。

- ✓ 審査部門と審判部門とで、情報意見交換会を継続的に実施する。
- ✓ 異議申立てによって取消決定がなされた案件について、異議決定の要点を一覧にまとめ、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行い、その分析結果について審査部に情報共有を図る。
- ✓ 拒絶査定不服審判の案件について、審査の適切性に関する分析を行った上で、審査部門及び審判部門とで意見交換を行い、その結果を審査部内で情報共有を図る。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 上半期に審査部門と審判部門の間で、全体の処理方針に関して意見交換会を行うとともに、下半期には、審判部と行っているフィードバック連絡票を利用して、審査・審判との間で判断の乖離が生じている点について詳細に分析し、その結果に基づき、意見交換を行い、そこで新たに決められた処理方針等について審査部内で情報共有を図った。

- ✓ 異議申立てによって取消決定がなされた案件について、異議決定の要点を一覧にまとめ、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行い、その分析結果を報告書としてまとめ、審査部内で情報共有を図った。また、審判部より毎月送られてくる異議取消案件リストについて、審査部全体で情報を共有し、必要に応じて管理職を含めた協議の場で検討を行った。

上記取組の結果、ユーザー評価調査における審判決との均質性の満足度が年々向上しているところ、審査・審判部門の意見交換、審査部内での情報共有、協議等の取組を引き続き行ったことにより、審判決との均質性のある審査が継続して実施された。

●商標の識別性の判断及び類似性の判断の均質化を確認すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：商標の識別性の判断及び類似性の判断について、均質性のある審査を実施する。

- ✓ 決裁（管理職チェック）を通じて、審査官間での判断や起案内容の均質性を高め、組織として一貫性のある審査を実施する。
- ✓ 審査官間（管理職を含む。）において積極的に協議を実施することにより、審査における調査手法や審査判断の均質性を確保する。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 管理職による決裁を全件行い、再調査・再起案が必要な案件は審査官に差し戻すなどすることで、審査官間での判断や起案内容の均質性を高め、組織的に一貫性のある審査を実施した。
- ✓ 商標の使用による周知性の判断や新しいタイプの商標の審査はもとより、争点を同じくする複数の出願における判断など、個々の審査官での判断が困難な案件等についても積極的に審査官間の協議を実施し、調査手法及び審査の判断手法を共有するなどして審査の均質性を確保した。

上記取組の結果、ユーザー評価調査における判断の均質性の満足度が年々向上しているところ、管理職による決裁、審査官間の協議等の取組を引き続き行ったことにより、審査官間の均質性のある審査が継続して実施された。

- パターン分析等で有効と思われるAIの活用について十分な精度検証を行った上でのAI技術を用いた審査効率化を導入すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：AI技術の活用可能性の精度検証を進める。

- ✓ 先行図形商標調査及び不明確な商品・役務チェックに関し、人工知能（AI）技術を活用した業務の高度化・効率化について、引き続き、実証的研究事業を実施する。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 昨年度の実証的研究事業で確認された課題を踏まえ、業務の高度化・効率化を支援するツールとしての人工知能（AI）技術の活用可能性と、更なる精度向上に向けた検証を実施した。

上記取組の結果、業務の高度化・効率化を支援するツールとしての人工知能（AI）の活用可能性に係る精度検証がより進んだ。

- 審査官研修における効果確認を実施すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：審査官の理解度・習熟度に合った適切かつ効果的な研修を実施する。

- ✓ 研修の実施に当たって、研修生の理解を深めるための効果確認を実施する。
- ✓ 各研修の終了後、講師及び研修生に対してアンケートを実施し、研修生の習熟度を把握するとともに、研修の改善につなげる。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 研修の講義において、例えば、座学の後に具体的な施策の検討や事例研究を行うなど、講義内容の理解度を研修生の発表や検討を通じて確認し、その理解を深めるよう工夫して研修を実施した。
- ✓ 各研修の終了後、講師及び研修生に対してアンケートを実施し、研修生の習熟度を確認するとともに、講師及び研修生の改善点等に関するコメントを検討し、研修の講義科目の変更や重複していた研修内容の見直しなど、研修力

リキュラム等の改善を行った。

上記取組の結果、研修生の理解を深めるよう工夫して研修を実施し、また、各研修の終了後に実施したアンケートを分析し、研修生の習熟度や改善点等に関するコメントを基に研修カリキュラム等の改善を行うなど、審査官の理解度・習熟度に合った適切かつ効果的な研修が実施された。

#### 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- 品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：取組と結果との関係の確認を通じた継続的改善を図る。

- ✓ 協議や品質監査の取組を通じて、品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図る。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 協議や品質監査で同じ問題が複数件生じているなど、品質管理の取組を通じて得られた喫緊の課題について改善策を検討し、統一した判断手法や審査の運用を定め、周知・徹底するなど、継続的に改善を図ることができた。

上記取組の結果、品質管理の取組を通じて得られた喫緊の課題について改善策を検討し、統一した判断手法や審査の運用を定め、周知・徹底することにより、継続的改善が図られている。

- ユーザー評価調査結果改善のための具体的取組として、例えば、審判決との均質性、審査官間の均質性改善のための具体的な問題点を抽出し、具体的な改善策を検討・実行すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：具体的な問題点を抽出し、その具体的な改善策を検討・実行することで、

ユーザー評価調査結果を改善させる。

- ✓ 品質監査やユーザー評価調査を通じて収集した分析結果等を踏まえ、商標審査の質の維持・向上に向けた施策を検討し、商標審査業務の改善を図る。
- ✓ 各種フィードバックの内容を確認し、フィードバックされた内容とその対応策について審査部内で情報共有を図る。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ ユーザー評価調査等を通じて多く寄せられた「識別力」の審査に関する意見を踏まえ、審査基準の見直しを行い、その改訂及び公表を行った。
- ✓ 審判部との査定不服審判に関するフィードバック連絡票を利用して、審査・審判との間で判断の乖離が生じている点について詳細に分析し、その結果に基づき、意見交換を行い、そこで新たに決められた処理方針等について審査部内で情報共有を図った。

上記取組の結果、ユーザー評価調査等を通じて寄せられたユーザーの意見、審判部との査定不服審判に関するフィードバック連絡票に基づく分析結果等を基に、具体的な問題点を抽出し、その解決のための具体的な改善策を検討・実行することにより、ユーザー評価調査結果の改善を図った。

#### 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- 我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国内外ユーザーや海外特許庁へ積極的に情報発信するにあたり、品質管理の取組のわかりやすい情報提供の検討及び外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を継続すること。

上記提言に基づく特許庁の主な取組のねらいと計画は以下のとおり。

ねらい：特許庁の品質に関する国内外の理解を得ることにより、信頼感を高める。

- ✓ 国際会議、審査官協議等の機会を通じて、海外特許庁へ我が国特許庁の審査の質の維持・向上に関する取組を発信する。
- ✓ 商標五庁会合（TM5）において、日本がリード庁として推進している品質管理プロジェクトを通じて、五庁における品質管理施策の情報共有を図る。
- ✓ 各企業／業界団体との意見交換を引き続き実施する。
- ✓ 品質管理の取組について引き続きホームページで情報提供するとともに、分かりやすい情報提供のため、平成30年度にホームページの見直しを行う。

上記提言に基づき特許庁が行った主な取組の実績は以下のとおり。

- ✓ 欧州・韓国・台湾等の海外知財庁との二庁間での意見交換、ブラジルなどへの海外知財庁への専門家派遣、その他研修生受入れ（タイ、インドネシア、アルゼンチン、ブータン、ブラジル、ブルネイ、カンボジア、エジプト、インド、カザフスタン、マレーシア、ミャンマー、ベトナム、アフリカ知的財産機関（OAPI）等）の機会を利用して、我が国特許庁における審査の品質管理の取組を紹介し、各庁の品質管理施策について意見交換を行うことにより、互いの品質管理システムに関して共通の認識を持つことができた。
- ✓ 商標五庁会合（TM5）において、日本と欧州特許庁（EUIPO）とが共同リード庁として品質管理に関するプロジェクトを進めており、今年度は各庁へ品質管理の取組についてアンケートを実施し、その回答を回収するなど、五庁における品質管理施策の情報共有を図ることができた。
- ✓ 業界団体等と意見交換会を実施し（企業 10 件、業界団体 22 件、組合・商工会等 29 件）、特許庁の施策、及び取組等の普及を行った。
- ✓ 国際商標協会（INTA）年次総会等において、我が国特許庁における審査の品質管理の取組を紹介し、海外ユーザー団体等に積極的に情報発信することにより、我が国の審査に対する信頼感を醸成した。
- ✓ 品質管理の取組についてホームページで情報提供するとともに、分かりやすい情報提供のため、ホームページの見直しを行っているところ。

上記取組の結果、国際会議、審査官派遣等において、品質管理に関する取組の情報収集が継続して実施されたため、特許庁の品質に関する国内外の理解を得ることができ、より信頼感が高まった。

## Ⅱ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果

評価は、本小委員会が平成 26 年度に策定した「審査品質管理に関する評価項目及び評価基準」（巻末の参考資料を参照）に基づいて行った。

各評価項目における評価基準については、その達成度が適切に評価でき、かつ、必要以上に複雑にならないよう、4 段階の評価基準（「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」）を採用している。また、特許、意匠、商標とも審査プロセスは共通であることから、その達成段階を測る評価基準として、共通のものとしている。

そして、各評価基準においては、それぞれの評価項目における評価の目的及び観点を明確化した上で、各段階において達成すべき行動、状況等について、具体的に設定している。

特に、評価項目⑥及び⑦については、「必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している」ことのみではなく、「更なる品質の向上に資する効果が得られている」場合に、「極めて良好」と評価する。

また、評価項目⑧については、「審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている」ことのみではなく、更に「課題抽出」が「総合的な視点から行われている」場合に、「極めて良好」と評価する。

さらに、評価項目⑨及び⑩については、「方針・手続・体制」及び「品質管理の取組」の改善が「十分に行われている」だけでなく、更に「優れている」場合に、「極めて良好」と評価する。

本小委員会による審議を前にして、特許・意匠・商標別に、11 個の評価項目のそれぞれについて、審査品質管理に関する実績・現況等をまとめた資料（平成 30 年度第 1 回資料 2～4）が、特許庁から委員に提示された。実績・現況等のうち、資料では不明な点については、委員会当日に設けられた特許庁に対する質疑を通じて明らかにした。

各委員は、上記資料の記載等に基づいて、評価基準に従って各評価項目を 4 段階で評価し、上記質疑の結果や各委員の評価結果に基づいて、委員会としての評価をまとめるべく委員会にて審議した。

評価の取りまとめにあたっては、各委員から示された評価の中央値をもって委員会としての評価とすることとし、委員会の評価と異なる評価をした委員がいる場合には、その旨を評価基準との関係において併記することとした。

以下に、本小委員会による評価結果をまとめる。



## 1. 特許

- (1) 評価項目①（「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況）  
「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。  
（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。）

### ア 評価された点

- a 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書を作成し、これら文書を適切に管理している。
- b 審査基準等において、IoT、AI等の技術進化に対応した改訂が的確になされている。
- c 各種文書を四法比較して見ることのできる一覧表を作成し、文書の位置付けと内容、他法域との比較ができるようになった。

### イ 課題として挙げられた点

- a 「品質管理ポリシー」、「品質マニュアル」は作成されているものの、品質管理の向上のための基本的な考え方の見直しが明らかになっていない。
- b 方針（ポリシー）とは、重点課題（目的）、目標（到達点）、方策の3つをセットにしたものである（JIS Q 9023）。抽象的な目的をかかげておけばよいという立場から脱することが望ましい。

- (2) 評価項目②（審査及び品質管理のための手続の明確性）  
「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。  
（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。）

### ア 評価された点

- a 品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当を「品質マニュアル」において十分に明確化している。
- b 特許審査においてなすべき事項及びその具体的な手順を「特許・実用新案審査基準」に定めている。
- c 審査品質の向上に向けた具体的な手続もPDCAサイクルの形式で定められている。

### イ 課題として挙げられた点

- a 「特許・実用新案審査基準」、「品質マニュアル」等によって明確化への努力がなされているが、品質管理の向上のための見直しが明らかとは言えない。

- b “手続が明確”という意味は、単に定められていればよいという意味ではなく、結果と目標との不一致に従って改善・改訂され、その根拠が明確で、結果の目標を達成する上で合理的なものになっているということである。このような手続がどのくらいあるのか、合理的なものにするための改善・改訂がどのくらい適切に行われているかの評価がなされていない。

(3) 評価項目③（品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知）

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くみられた。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。また、「概ね達成」との評価もあった。）

ア 評価された点

- a 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表し、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知している。
- b 職員向けの研修が定期的実施され、審査官に対して品質管理に関する理解の促進を図っている。
- c ユーザーである企業に積極的にコンタクトし、品質に関する取組の紹介を行っている。

イ 課題として挙げられた点

- a 研修は行われているが、“階層別・分野別研修体系”については未整備である。
- b 公表と周知について、庁内においては適正に行われていると思われるが、ユーザーに対してはまだ十分とは言えない。

(4) 評価項目④（審査実施体制）

「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くみられた。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も多くみられた。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

ア 評価された点

- a 審査体制の強化・審査の効率化の取組により、求められる件数の審査を効率的に行いつつ高品質の審査を実現できる組織体制、人員配置を確立している。
- b 審査官数の確保と育成についてはほぼ適正なレベルで行われており、先端技術に関する専門人財から対象職員への敷えんも審査官相互の協議の形式で確

実に行われている。

- c 審査のレベル・アップに向けた研修、意見交換等が十分に実施されている。
- d 異動者が審査を行う場合等の必須協議項目を定め、審査において適正な協議が行われるようにしている。
- e ZITが付与された出願の全件についてIoT関連発明に精通した担当官との協議を継続して行っている。

#### イ 課題として挙げられた点

- a 審査を実施するための体制の整備は進められているものの、更なる改善のために、システムの改善が必要である。
- b 審査実施体制は、結果のQCD（Q:品質、C:コスト、D:納期）を達成する上で必要な体制が整っているかどうかである。Dの視点からの見直しは行われているが、Qの視点からの見直しが行われていない（または行われているものの、その良否が検討されていない）。
- c 技術革新・調査すべき外国文献の増加などに伴い時間的質的な審査技術の向上が要求される中、審査官の増員を図っていることは認められるものの、審査官の実数は増加していない。限られた審査官数で先行技術調査や品質向上のための取組を行っているため、国際的に遜色がない組織体制・人員配置を確立しているとまではいえない。今後の技術の更なる進展への対応、審査期間の更なる短縮化へ向けての実効性が懸念される。
- d 権利化までの期間の短縮については、審査の質の高さの維持に関する施策を整備した上で進めることが望まれる。

#### (5) 評価項目⑤（品質管理体制）

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

#### ア 評価された点

- a 品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織を実態上独立して設けており、より適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担するなど、国際的に遜色のない水準において品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を確立している。
- b 監査時のサーチ履歴を含めた監査結果を審査官に伝えるようにしている。
- c 品質管理体制が確立されており、限られた人数の中、より適切な監査の実施

のため必要な品質管理官の人員を確保している。

イ 課題として挙げられた点

- a 審査品質を管理するための努力が継続的になされているが、管理の評価が明確にされているとは言えない。
- b 品質管理体制の十分さは、結果としての審査のQCDについて「改善できているかどうか」「改善度合いが他の組織と比べてどうか」を評価することによってわかる。QCDについての改善が進んでいるようだが、改善の度合いが目指しているものに比べて十分かどうかという点からの見直しが必要である。また、改善の度合いは、改善活動に対する全員参加の度合いによって決まる。全員参加の度合いが目指しているものに比べて十分かどうかの点からの見直しも必要である。

(6) 評価項目⑥（品質向上のための取組）

「極めて良好」ないし「良好」と評価された。

(昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。)

ア 評価された点

- a 品質向上のための必要とされる取組（決裁、決裁前の起案チェック、協議（IoT関連発明に対する協議等）、業績目標と審査官の評価、面接・電話対応、外国特許文献サーチ等の拡充、品質関連情報の収集・提供、研修、登録調査機関による先行技術調査の評価と指導、並びに検索インデックスの付与及び整備）を昨年度から継続して計画どおり実施している。また、更なる品質の向上に資する取組として、サーチノウハウの共有のため、一部の案件について一案件につき二回の協議を行う取組を実施している。また、技術分野別サーチガイドラインの登録機関への提供や、外国特許文献を日本語で検索及びスクリーニングするための環境整備を行っている。
- b 審査品質向上のための取組は、職制、業務規程のレベルで適切に行われている。特に平成30年度は、必須協議案件の指定、PCT協議の実施、審査官の知識共有等の具体的な取組みを実施している。
- c 先行技術のサーチへの工夫について、組織的な態勢で臨んでいる。
- d 協議案件について精査し適切な運用がなされている。
- e 審査官が効率的に知識を共有できる体制が整えられ、登録調査機関とも情報を共有し、対話型で審査が進められている。
- f 判断の均質性について進歩性と記載要件の判断において課題が把握されて

いる。

- g 品質管理体制に基づいて各プロセスの改善活動が積極的に行われている。また、それぞれの改善活動について、結果と取組（プロセス）を区別した評価が行えている。また、結果と取組（プロセス）のそれぞれについて「計画」が何で、「実績」が何かを区別しようとしている。
- h IoT関連出願・ベンチャー企業支援・各国知財庁との協力事業などにも対応し、時代の流れに即した審査の質の向上を図っていることが認められる。
- i 出張面接、テレビ面接など、遠隔地の中小企業含むユーザーとのコミュニケーション及び権利取得のための支援が行われた。

#### イ 課題として挙げられた点

- a 知識共有のためのサーチガイドライン及びポータルサイトの活用についてはその効果についての評価を行ない、今後の展開の方針につなげることを期待する。

#### (7) 評価項目⑦（品質検証のための取組）

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。）

#### ア 評価された点

- a 品質検証のために必要とされる、品質監査によるサーチの妥当性や認定・判断の妥当性の検証や、部分監査による通知書の形式的な事項の検証が計画件数どおりに実施されている。その実施に当たっては、品質監査のフィードバックについての改善（監査時のサーチ履歴等を含んだ監査結果を伝えることや、登録調査機関の先行技術調査の評価に監査結果を反映させること）及び部分監査の項目等について改善を図り、それぞれの取組の目的を達成している。
- b ユーザー評価調査において海外ユーザーや小規模ユーザーの対象を増やし、様々なユーザーのニーズの把握に努めている。
- c 均質性の問題を特定する試みがなされたことが認められる。

#### イ 課題として挙げられた点

- a 審査品質の検証を行うための取組が継続的になされ、その一つとしてユーザー評価調査がなされているが、その検証手法の妥当性についての検討が必要である。

- b 特に品質の検証としてユーザー評価が重要であるが、ユーザーの不満の内容を具体的に理解するまでには至っていないと感じられる。
- c 検証や監査は正しいことを確認するためではなく、典型的な問題がないことを確認するために行う活動である。今後は、品質監査やユーザー評価で顕在化した問題をパターン分類し、各々のタイプと審査プロセスにおける質を保証する仕組みとの対応を整理し、十分カバーできていないところを明確にすることを期待する（QA ネットワークの活用等）。

#### (8) 評価項目⑧（審査の質の分析・課題抽出）

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

#### ア 評価された点

- a 審査の質を確保する手法として、論点整理を効率的に実施している。
- b 複数の情報取得手段を利用して、審査の質の分析と課題抽出を十分に行っている。
- c ユーザー評価調査について高い回収率を維持し、分析に利用している。
- d 品質監査を通じた分析結果が登録調査機関においても活用されるようにしている。
- e 質を評価するための取組が着実に行われ、その結果を踏まえて課題の抽出が行われている。また、CS ポートフォリオ分析を試みるなど分析方法に関する改善も行われている。さらに、総合的な視点からの課題の絞り込みも行われている。特定されている課題を見ると、審査プロセスに関する今後取り組むべき課題が具体的に絞り込まれている。
- f ユーザー評価調査を通じて抽出された判断の均質性に関する課題・協議の記録から把握されるサーチプロセスの課題など、様々な観点から抽出された課題に対して適切に対処を行っていることが認められる。
- g ユーザー評価調査を通じ、課題である、審査の均質性の問題の特定、文献調査に関する課題の抽出のための設問が追加されたため、今後の具体的改善策の提示、実行が期待される。

#### イ 課題として挙げられた点

- a ユーザー評価調査においては、判断の均質性等について設問を追加するなどの改善を図っているが、改善点に指摘に対する対応策が今後検討されるというのでは、スピード感が足りないのではないか。

- b 審査品質に関する様々な情報を収集・分析する仕組みは審査の各段階それぞれに設置され、実施されている。ただし、これら得られた情報からどのような課題が抽出されたのか、に関する具体的成果が十分なのかについて疑問が残る。

(9) 評価項目⑨（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況）

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。）

ア 評価された点

- a 品質管理の基本に関して職員への周知を研修内容の充実化を図る等しつつより徹底させた上でその内容が理解されているかを確認し、方針・手続・体制に対する改善を十分に行っている。
- b 抽出された課題に対して改善が図られていることが認められ、更に時代に即した品質管理体制整備のための改善がなされていることが認められる。
- c 評価項目①～③の改善については、最近のIoT、AI等の技術進化への対応に至るまでしっかりと行われている。
- d 審査基準等の改訂、審査官に対する各種研修、先行技術調査事業の拡充（特に外国特許文献の検索）などを通じ、改善に対する取組が継続的に行われている。

イ 課題として挙げられた点

- a 評価項目④及び⑤については、審査期間と品質の維持のトレードオフの問題、ユーザー評価からの課題抽出の精度等の改善が明確でないように感じられる。
- b 審査実施体制は諸外国に比べてまだ十分とはいえない。早い時期での審査実施体制の充実が望まれる。
- c 評価項目①について、審査基準等の改訂はあったが、その効果（例えば進歩性の判断が実際に適正な水準で行われるようになったこと等）が分からない。

(10) 評価項目⑩（品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況）

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。）

#### ア 評価された点

- a ベンチャー企業への支援、面接審査の満足度の更なる向上のための取組、英語特許文献について日本語での検索及びスクリーニングを可能とした点が評価される。
- b 昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応し、また、ユーザー評価調査における調査対象者に海外ユーザーや中小企業を含め、更に出張面接を積極的に行うことなどにより様々なニーズの把握に努め、品質管理の取組の改善を十分に行ったことが認められる。
- c AI, IoT など新たな技術の進展に適応すべく、人材育成のための講座の設置、英語、中国語及び韓国語からの翻訳による日本語での特実検索システムのスクリーニングを可能とするなど新たな取組が行われている。

#### イ 課題として挙げられた点

- a 審査品質向上のための努力がなされているが、その評価が明確であるとは言えず、引続き改善努力がなされるべきである。
- b 各種の具体的な取組の検証と課題抽出に関し、ユーザーの意見から具体的な問題点を抽出する過程については、更なる向上の余地があると思われる。
- c 評価項目⑥～⑧で新たな取組が幾つかあったが、その効果（例えば進歩性の判断が実際に適正な水準で行われるようになったこと等）が実感できない。

#### (11) 評価項目⑪（審査の質向上に関する取組の情報発信）

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

#### ア 評価された点

- a 審査の質向上に関する情報発信を、意見交換等を通じて国内外ユーザーに、また、国際会合や審査官の派遣・受入を通じて外国庁に対して行い、継続的な協力関係を構築している。
- b 審査品質の向上への取組に関する情報発信は、ホームページ、各種会合、研修等を通じて活発に行われている。
- c 大企業のみならず、中小、ベンチャー企業や、海外企業とも企業コンタクトを行い、審査の質向上に関する取組の情報を発信している。

#### イ 課題として挙げられた点



- a 質改善についての情報は一般的には難しい話であるので、情報発信の際には受け手に受け入れてもらいやすい内容とするような工夫が必要である。
- b ホームページの全面改訂により、わかりやすい情報発信が期待される。

## 2. 意匠

- (1) 評価項目①(「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況)  
「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。  
(昨年度:「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。)

### ア 評価された点

- a 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書を作成し、これら文書を適切に管理している。
- b 意匠審査基準を改訂し、更に日本語版及び英語版の公開も行われた。
- c 各種文書を四法比較して見ることのできる一覧表を作成し、文書の位置付けと内容、他法域との比較ができるようになった。

### イ 課題として挙げられた点

- a 「品質管理ポリシー」、「品質マニュアル」は作成されているものの、品質管理の向上のための基本的な考え方の見直しが明らかになっていない。
- b 方針(ポリシー)とは、重点課題(目的)、目標(到達点)、方策の3つをセットにしたものである(JIS Q 9023)。抽象的な目的をかかげておけばよいという立場から脱することが望ましい。

- (2) 評価項目②(審査及び品質管理のための手続の明確性)

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。  
(昨年度:「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。)

### ア 評価された点

- a 品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当を「品質マニュアル」において十分に明確化している。
- b 意匠審査においてなすべき事項及びその他具体的な手順を意匠審査基準に明確に定めている。
- c 審査品質の向上に向けた具体的な手続も PDCA サイクルの形式で定められている。
- d 国際意匠登録出願に関する起案記載例集を改訂している。

### イ 課題として挙げられた点

- a “手続が明確”という意味は、単に定められていればよいという意味ではなく、結果と目標との不一致に従って改善・改訂され、その根拠が明確で、

結果の目標を達成する上で合理的なものになっているということである。このような手続がどのくらいあるのか、合理的なものにするための改善・改訂がどのくらい適切に行われているかの評価がなされていない。

(3) 評価項目③（品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知）

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くみられた。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くみられた。また、「概ね達成」との評価もあった。）

ア 評価された点

- a 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表し、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知している。
- b 職員向けの研修が定期的実施され、審査官に対して品質管理に関する理解の促進を図っている。また、新任の管理職（決裁者）を対象とし、決裁時に留意すべきポイントについての情報共有を図っている。
- c ユーザーである企業に積極的にコンタクトし、品質に関する取組の紹介を行っている。

イ 課題として挙げられた点

- a 研修は行われているが、“階層別・分野別研修体系”については未整備である。
- b 公表と周知について、庁内においては適正に行われていると思われるが、ユーザーに対してはまだ十分とは言えない。

(4) 評価項目④（審査実施体制）

「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価もあった。また、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も複数あった。）

ア 評価された点

- a 審査処理については、一次審査件数はここ数年、出願件数とほぼ同数で推移している。

- b 審査官数を増加させずにハーフ出願対応も含めて漸増する出願審査を行っており、審査効率化に対しても適確に取り組んでいることがうかがわれる。
- c 審査のレベル・アップに向けた研修、意見交換等が十分に実施されている。

#### イ 課題として挙げられた点

- a 審査を実施するための体制の整備は進められているものの、更なる改善のために、システムの改善が必要である。
- b 審査実施体制は、結果のQCD（Q:品質、C:コスト、D:納期）を達成する上で必要な体制が整っているかどうかである。Dの視点からの見直しは行われているが、Qの視点からの見直しが行われていない（または行われているものの、その良否が検討されていない）。
- c 審査官一人当たりの審査処理件数は米国と比較して非常に多い現状にあり、さらに、限られた審査官数で国際意匠登録出願の審査や品質向上のための取組も行うことから、他の実体審査国と比較して審査体制、人員配置が確立しているとまではいえない。
- d 現状の審査実施体制の取組に問題はないが、審査官数が横ばいの状況を踏まえると、今後の技術の進展やトレンドの変化に応じた適切な判断、および国際出願への更なる対応の実効性が懸念される。

#### (5) 評価項目⑤（品質管理体制）

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。）

#### ア 評価された点

- a 品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織を実態上独立して設けており、より適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担するなど、国際的に遜色のない水準において品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を確立している。
- b 質の高い審査品質を維持するための体制は組織的には国内出願、ハーフ出願の両者を視野に十分整備されている。
- c 品質管理の企画・立案を行う者を2名（審査業務と兼任）設け、そのうち1名が事務局長として品質監査の分析・評価を行っており、限られた組織体制

の中、品質管理の取組を行っているなど、他の実体審査国が取り組んでいる品質管理と同様な管理が行える体制を整えている。

イ 課題として挙げられた点

- a 審査品質を管理するための努力が継続的になされているが、管理の評価が明確にされているとは言えない。
- b 品質管理体制の十分さは、結果としての審査のQCDについて「改善できているかどうか」「改善度合いが他の組織と比べてどうか」を評価することによってわかる。QCDについての改善が進んでいるようだが、改善の度合いが目指しているものに比べて十分かどうかという点からの見直しが必要である。また、改善の度合いは、改善活動に対する全員参加の度合いによって決まる。全員参加の度合いが目指しているものに比べて十分かどうかの点からの見直しも必要である。

(6) 評価項目⑥（品質向上のための取組）

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

ア 評価された点

- a 品質向上のために必要とされる取組（例えば、国内出願に対する協議及びそのフィードバック等）を、継続して実施している。また、国際意匠登録出願の審査についても引き続き全案件を協議対象とし、審査官同士の意見交換や知識共有の促進を図った。さらに、積極的に出願人とのコミュニケーションを行い、相互理解を深めた。ハーグ出願の協議指令書の起案文を見直し、合わせてシステム改造を行い起案書の内容、作成の改善を図った。また、企業訪問、展示会、学会、シンポジウム、セミナー等に積極的に参加し担当分野の意匠情報を得るなどして専門知識を高めている。
- b 審査品質向上のための取組みは、職制、業務規程のレベルで適切に行われている。特に受付け開始から3年と日の浅いハーグ出願対応に関しては、審査協議や起案時の対応をきめ細かく実施した。審査官の教育や審査関連文書の適時改訂も適切に進めることができた。
- c 外部有識者との研究会など対外的な情報交換の場を活用して、審査向上に努めている。

- d 品質管理体制に基づいて各プロセスの改善活動が積極的に行われている。また、それぞれの改善活動について、結果と取組（プロセス）を区別した評価が行えている。また、結果と取組（プロセス）のそれぞれについて「計画」が何で、「実績」が何かを区別しようとしている。
- e 新任管理職を対象とした、決裁時に留意すべきポイントの管理職間の情報共有や、審査官と決裁者間の協議を行うことで審査の質を向上させる取組を行っている。
- f 企業訪問、展示会、学会、シンポジウム、セミナー等に積極的に参加し担当分野の意匠情報を得るなどして専門知識を高めている。
- g ハーグ出願に関する起案記載例集を改訂した。ビジネス・技術の動向を把握するために学会参加や企業訪問を行った。意匠五庁会合において品質監査に関する研究を新たな取組とした。
- h ハーグ出願の協議指令書の起案文を見直し、合わせてシステム改造を行い起案書の内容、作成の改善を図っている。

#### イ 課題として挙げられた点

- a 意匠審査への AI の活用がどのように問題解決につながるか（効率化、審査品質の均質性）、また、健全な権利保護につながるか、に関する品質管理面からの検討を期待する。
- b 国際意匠登録出願の対する品質監査及び品質管理の取組の充実を期待する。
- c ユーザー評価におけるコミュニケーションの充実と低評価に焦点を当てた改善への取組を期待する。
- d 審査システムツールの改良に期待する。

#### (7) 評価項目⑦（品質検証のための取組）

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

#### ア 評価された点

- a 品質検証のために必要とされる、品質監査によるサーチの妥当性や認定・判断の妥当性の検証、部分監査による通知書の形式的な事項の検証が計画件数どおりに実施され、それぞれの取組の目的を達成した。さらに、国際意匠登録出願に対し、監査対象を一次審査以外の起案にも拡大して監査を試行し、担当審査官への品質管理官からの監査結果のフィードバックを、監査終

了翌日までに決裁者に行うことで、再起案等の相談、検討を速やかに行えるようにしている。

- b 審査品質の検証のための取組みは、特許庁内部の監査、ユーザーアンケートによる評価調査、等により適切に進められている。
- c 品質検証のために必要とされる、品質監査によるサーチの妥当性や認定・判断の妥当性の検証、部分監査による通知書の形式的な事項の検証が計画件数どおりに実施され、それぞれの取組の目的を達成した。さらに、国際意匠登録出願に対し、監査対象を一次審査以外の起案にも拡大して監査を試行している。

#### イ 課題として挙げられた点

- a ユーザー評価について、特許、商標同様に他国の特許庁（審査内容については実体審査国）との比較についての質問の追加が望まれる。
- b ユーザー評価における比較的評価の低い項目に対する具体的な要因分析が望まれる。
- c 検証や監査は正しいことを確認するためではなく、典型的な問題がないことを確認するために行う活動である。今後は、品質監査やユーザー評価で顕在化した問題をパターン分類し、各々のタイプと審査プロセスにおける質を保証する仕組みとの対応を整理し、十分カバーできていないところを明確にすることを期待する（QA ネットワークの活用等）。

#### (8) 評価項目⑧（審査の質の分析・課題抽出）

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。

#### ア 評価された点

- a 現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題の抽出を行った。
- b ユーザー評価調査について高い回収率を維持し、分析に利用している。
- c ハーグ出願に関し、全件協議を実施して起案の実績を積み上げ、分析している。
- d 質を評価するための取組が着実に行われ、その結果を踏まえて課題の抽出が行われている。また、CS ポートフォリオ分析を試みるなど分析方法に関する改善も行われている。さらに、総合的な視点からの課題の絞り込みも行われている。

- e 半期毎のレビューと庁内委員会による問題点の分析、改善策の検討と手順書等の修正を実施している。審査から審判までの一連の流れの中で、多角的な観点から分析を行い、課題の抽出を行っている。
- f 審査の質の分析が多岐にわたって行われており、それぞれの観点から課題抽出が行われたことが認められる。

イ 課題として挙げられた点

- a ユーザー評価調査を利用した評価手法が明らかとは言えない。
- b 特定されている課題を見ると、抽象的なレベルに留まっており、具体的な課題を抽出する取組の継続を期待する。

(9) 評価項目⑨（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況）

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

ア 評価された点

- a 審査実施体制は海外の審査国に比べてまだ十分とはいえないものの、審査の品質向上のために意匠審査基準の改訂、国際意匠登録出願関連文書の改訂をし、ユーザーに対し十分な周知を行っている。
- b 新任の管理職を対象に決裁時の留意ポイントについて情報共有を図るなど、品質管理の基本に関して職員への周知も十分に行っている。
- c 意匠審査基準やハーグ出願の関連資料の改訂など、品質向上に向けて取り組んでいる。

イ 課題として挙げられた点

- a 今後の意匠制度改正に対応した、現行審査実施体制の維持・向上、及び、手続の明確性、公表と周知についての取組を期待する。

(10) 評価項目⑩（品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況）

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。）

ア 評価された点



- a 評価項目⑥の改善については、各種の具体的な取組みによりレベルは確実に向上していることが認められる（ハグ出願に関するユーザー評価の改善）
- b 昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応し、また、ユーザー評価調査における調査対象者を海外ユーザーや中小企業を含め、様々なニーズの把握に努めるなど、品質管理の取組の改善を十分に行ったことが認められる。
- c ハグ出願について、システム及び起案書の内容、作成の改善が図られており、ハグ起案チェックシートの更新が行われている。
- d 専門知識の向上に努め、ユーザーとのコミュニケーションの充実を図っている。

#### イ 課題として挙げられた点

- a 意匠制度改正に対応した審査実施体制の検証、分析及び、課題抽出の継続的な取組を期待する。

#### (11) 評価項目⑪（審査の質向上に関する取組の情報発信）

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価も多くみられた。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」という評価も多くみられた。）

#### ア 評価された点

- a 審査品質の向上への取組に関する情報発信は、ホームページ、各種会合、研修等を通じて活発に行われている。
- b 審査の質向上に関する情報発信を国内ユーザーに対して行い、かつ、定期的に意見交換会を実施するなど、継続的な協力関係を構築した。また、第4回意匠5庁（ID5）会合において品質管理に関する研究についての協力プロジェクトを国際協調に向けた新たな取組として採択した。

#### イ 課題として挙げられた点

- a 内外に対する積極的な情報発信及び意見交換が期待される。
- b ホームページの全面改訂により、わかりやすい情報発信が期待される。
- c 品質管理に関する国際協調の促進が期待される。

### 3. 商標

(1) 評価項目①（「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況）

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。）

#### ア 評価された点

- a 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書を作成し、これら文書を適切に管理している。
- b 審査基準等において、改元対応などの必要な項目の見直しが的確になされている。
- c 各種文書を四法比較して見ることのできる一覧表を作成し、文書の位置付けと内容、他法域との比較ができるようになった。

#### イ 課題として挙げられた点

- a 「品質管理ポリシー」、「品質マニュアル」は作成されているものの、品質管理の向上のための基本的な考え方の見直しが明らかになっていない。
- b 方針（ポリシー）とは、重点課題（目的）、目標（到達点）、方策の3つをセットにしたものである（JIS Q 9023）。抽象的な目的をかかげておけばよいという立場から脱することが望ましい。

(2) 評価項目②（審査及び品質管理のための手続の明確性）

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。）

#### ア 評価された点

- a 品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当を「品質マニュアル」において十分に明確化している。
- b 商標審査においてなすべき事項及びその具体的な手順を「商標審査便覧」や「商標審査の進め方」に定めている。
- c 審査品質の向上に向けた具体的な手続も PDCA サイクルの形式で定められている。

#### イ 課題として挙げられた点

- a 「商標審査基準」、「品質マニュアル」等によって明確化への努力がなされているが、品質管理の向上のための見直しが明らかとは言えない。
- b “手続が明確”という意味は、単に定められていればよいという意味ではなく、結果と目標との不一致に従って改善・改訂され、その根拠が明確で、結果の目標を達成する上で合理的なものになっているということである。このような手続がどのくらいあるのか、合理的なものにするための改善・改訂がどのくらい適切に行われているかの評価がなされていない。

(3) 評価項目③（品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知）

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くみられた。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との意見も複数あった。また、「概ね達成」との評価もあった。）

ア 評価された点

- a 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」共に、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表し、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知している。
- b 職員向けの研修が定期的実施され、審査官に対して品質管理に関する理解の促進を図っている。

イ 課題として挙げられた点

- a 研修は行われているが、“階層別・分野別研修体系”については未整備である。
- b 公表と周知について、庁内においては適正に行われていると思われるが、ユーザーに対してはまだ十分とは言えない。

(4) 評価項目④（審査実施体制）

「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も複数あった。）

ア 評価された点

- a 研修等を効果的に行うことなどにより、適切、合理的な審査を実施するための努力が継続的にされている。

- b 出願件数の増加に対応するため、新たに審査官を採用したこと及び新しいタイプの商標の審査体制について、各審査室に新しいタイプの商標審査の担当審査官を配置し、審査実施体制を強化している。

イ 課題として挙げられた点

- a 審査実施体制を充実させるための努力はされているが、審査を実施するための情報処理システムの改善などが明確にされていない。
- b 審査実施体制は、結果のQCD（Q:品質、C:コスト、D:納期）を達成する上で必要な体制が整っているかどうかである。Dの視点からの見直しは行われているが、Qの視点からの見直しが行われていない（または行われているものの、その良否が検討されていない）。
- c 研修その他を通じて審査官の育成に努め、かつ、急激な審査件数増加の中で、機械化や運用の工夫などの環境整備等によって効率化を図っていることは認められるが、商標審査官の実数は減少しており、国際的に遜色がない審査体制・人員配置の確立の観点からは概ね達成しているにとどまる。
- d 形式的な審査になっている件も散見されるため、改善を希望する。

(5) 評価項目⑤（品質管理体制）

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。  
(昨年度:「良好」と評価された。)

ア 評価された点

- a 品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織を実態上独立して設けており、より適切な監査が実施できるよう必要な品質管理官の人員を確保するなど、国際的に遜色のない水準において品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を確立している。
- b 改善の度合いは、改善活動に対する全員参加の度合いによって決まる。その意味で、項目⑥において、全員参加という点でコミュニケーション活動の評価を行っているのは大変よい。

イ 課題として挙げられた点

- a 審査品質管理体制の充実は進んできているが、管理の評価が明確にされているとは言えない。
- b 品質管理体制の十分さは、結果としての審査のQCDについて「改善できているかどうか」「改善度合いが他の組織と比べてどうか」を評価することに

よってわかる。QCDについての改善が進んでいるようだが、改善の度合いが目指しているものに比べて十分かどうかという点からの見直しが必要である。

(6) 評価項目⑥（品質向上のための取組）

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

ア 評価された点

- a 品質向上のために必要とされる取組（決裁、協議、業績目標と審査官の評価、面接・電話対応、品質関連情報の収集・提供、研修及び審査システムの整備等）を昨年度から継続して計画どおり実施している。また、更なる品質の向上に資する取組として、特に、ユーザーの納得感の高い結論を得るために、拒絶理由通知後に応答のない案件について直ちに拒絶査定することなく、手続補正指示書等の文書の送付、電話等の対応を行い、権利化のための積極的な支援を行う等、ユーザーとのコミュニケーションの一層の改善を行い、それぞれの取組の目的を達成している。
- b 審査品質向上のための取組みは、職制、業務規程のレベルで適切に行われている。
- c 丁寧な審査に努めており、その結果、審査の質を高めている。
- d 商標の識別性の判断及び類似性の判断のばらつきを抑制する取組を行っている。

イ 課題として挙げられた点

- a AIを活用した審査の効率化も積極的に取り組んでいただきたい。

(7) 評価項目⑦（品質検証のための取組）

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」の評価も複数あった。）

ア 評価された点

- a 品質検証のために必要とされる、品質監査による職権調査の妥当性や認定・判断の妥当性の検証が計画件数どおりに実施され、取組の目的を達成している。
- b ユーザー評価調査において、調査項目の見直しを行ったことにより、他国の特許庁との比較が可能となった。
- c 審査品質の検証のための取組は、特許庁内部の監査、ユーザーアンケートによる評価調査等により適切に進められた。
- d 課題抽出のためのバランスのとれた品質監査が行われたことが認められる。

#### イ 課題として挙げられた点

- a 検証のための取組の継続的な努力が認められるが、検証の結果の評価を明確にする取組が期待される。
- b 検証や監査は正しいことを確認するためではなく、典型的な問題がないことを確認するために行う活動である。今後は、品質監査やユーザー評価で顕在化した問題をパターン分類し、各々のタイプと審査プロセスにおける質を保証する仕組みとの対応を整理し、十分カバーできていないところを明確にすることを期待する（QA ネットワークの活用等）。

#### (8) 評価項目⑧（審査の質の分析・課題抽出）

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

#### ア 評価された点

- a 各種取組において審査の質の分析と課題抽出を行っている。
- b ユーザー評価調査について高い回収率を維持し、分析に利用している。
- c 質を評価するための取組が着実に行われ、その結果を踏まえて課題の抽出が行われている。また、CS ポートフォリオ分析を試みるなど分析方法に関する改善も行われている。さらに、総合的な視点からの課題の絞り込みも行われている。特定されている課題を見ると、審査プロセスに関する今後取り組むべき課題が具体的に絞り込まれている。
- d 審査の質の分析が多岐にわたって行われており、それぞれの観点から課題抽出が行われたことが認められる。
- e 品質監査の実施により、幅広い課題の抽出が行われた。

イ 課題として挙げられた点

- a ユーザー評価において、不満の回答の内容につき、具体的な課題を抽出する取組を継続して行うことを期待する。

(9) 評価項目⑨（質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況）

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価も複数あった。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

ア 評価された点

- a 急激な審査件数増加の中で、機械化や審査業務に集中できる環境整備等によって効率化を図り、審査処理期間の延伸を最小限にとどめるなど、方針・手続・体制に対する改善を行った。
- b 評価項目①～③の改善については、特許庁内外への周知も含め、しっかりと行われた。
- c 新しいタイプの審査に対する審査実施体制の強化が図られた。
- d 商標審査基準の見直しなど、品質向上に向けての取組が進捗した。

イ 課題として挙げられた点

- a 審査実施体制は諸外国に比べてまだ十分とはいえない。
- b 急激な審査件数増加の中で、実質審査官数が減少しており、この点において十分な体制の改善が行われたとは言い難い。
- c 出願増加に対応する審査実施体制の維持・向上については、長期的課題として引き続き検討をお願いしたい。

(10) 評価項目⑩（品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況）

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

ア 評価された点

- a 昨年度の分析を通じて抽出した課題に対応し、また、ユーザー評価調査の調査項目を見直す等、品質管理の取組の改善を行ったことが認められる。
- b 過去に採択又は採択できない商品及び役務の情報をわかりやすく表示できるようにし、審査を支援するシステムの構築を推進している。

イ 課題として挙げられた点

- a 審査品質向上のための努力がなされているが、具体的な品質管理目標と品質管理手法が明確とは言えず、評価が明確であるとは言えず、引続き改善努力がなされるべきである。

(11) 評価項目⑪（審査の質向上に関する取組の情報発信）

「極めて良好」ないし「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

ア 評価された点

- a 審査の質向上に関する情報発信を、意見交換等を通じて国内外ユーザーに、また、国際会合や審査官の派遣・受入を通じて外国庁に対して行い、継続的な協力関係を構築している。特に商標五庁会合（TM5）において「品質管理プロジェクト」をリード庁として主導し、品質管理に関する情報交換を行っている。
- b 審査品質の向上への取組に関する情報発信が、ホームページ、各種会合、研修等を通じて活発に行われている。

イ 課題として挙げられた点

- a ホームページの全面改訂により、わかりやすい情報発信が期待される。



### Ⅲ. 品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

品質管理の実施体制・実施状況に関する評価と並行して、当該評価を通じて得られた、品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項についても審議した。

以下に、本委員会による改善提言としてまとめる。

#### 1. 特許

(1) 評価項目①⑪ 文書の作成状況及び審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

・第4次産業革命関連技術に関し、特許・実用新案審査基準の理解を深め、運用を明確化するために、事例の充実や周知を図ることを期待する。

(2) 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

・審査官数の確保と研修の整備を通じた審査官の育成の充実を期待する。

(3) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

・引き続き、内国特許文献の調査に加え、外国特許文献の調査・非特許文献の調査を強化することを期待する。

・電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組の継続を期待する。

・審査の質の改善への取組において、審査官の積極的な参画による改善につながる工夫を加えることを期待する。

・目指したねらいの結果と計画した取組の実績との関係に基づき、品質向上の取組や品質管理体制についてのレビューを実施することを期待する。

(4) 評価項目⑥⑦ 品質向上、品質検証のための取組に関するもの

・進歩性や記載要件における審査官間の判断の均質性に関する課題を継続的に分析しつつ、これに対する取組を実施することを期待する。

(5) 評価項目⑧ 品質管理体制及び審査の質の分析・課題抽出に関するもの

・ユーザーとの意見交換の充実、ユーザー評価調査の設問の精査などを通じ、進歩性の判断等に関するユーザーの問題意識やニーズを把握し、課題の抽出及び

改善を促進することを期待する。

(6) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

・第4次産業革命関連技術への対応や日米協働調査プログラムなどの新たな取組について、海外ユーザーを含めたユーザーへの情報発信を積極的に行い、かつ、外国特許庁の情報入手を積極的に行うことを期待する。

## 2. 意匠

(1) 評価項目①⑪ 文書の作成状況及び審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

・意匠の制度改正や意匠審査基準改訂に関して周知を図ることを期待する。

(2) 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

・審査官数の確保と研修の整備を通じた審査官の育成の充実を期待する。

・意匠法改正に伴い保護対象が拡充された案件を適切にサーチするための資料収集体制の整備、及び収集した資料を適切に検索するためのサーチシステムの改良を期待する。

(3) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

・国際意匠登録出願に対し、適切なサーチ及び起案を行うための品質監査の拡充、及び研修の整備を充実させることを期待する。

・ユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組の継続を期待する。

・意匠法改正及び意匠審査基準の改訂に伴い、審査システムツールの改良を行うことを期待する。

・目指した結果と取組の実績との関係に基づき、品質向上の取組や品質管理体制についてのレビューを実施することを期待する。

(4) 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

・ユーザー評価について、特許、商標同様に他国の特許庁（審査内容については実体審査国）との比較についての質問を追加することを期待する。

(5) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・ユーザーとの意見交換の充実、ユーザー評価調査の設問の精査などを通じ、ユーザーの問題意識やニーズを把握し、課題の抽出及び改善を促進することを期待する。

(6) 評価項目⑨⑩ 評価項目①～⑧の改善状況に関するもの

- ・今後の意匠制度改正に対応した、現行審査実施体制の維持・向上、手続の明確性、及び公表と周知についての取組を実施することを期待する。

(7) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・意匠五庁会合（ID5）などを通じた、品質管理に関する海外特許庁の情報入手、海外特許庁との意見交換、及び日本国特許庁からの情報発信を実施することを期待する。

### 3. 商標

(1) 評価項目①⑪ 文書の作成状況及び審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・商標審査基準の理解を深め、運用を明確化するために、周知を図ることを期待する。

(2) 評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- ・審査官数の確保と研修の整備を通じた審査官の育成の充実を期待する。

(3) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・新しいタイプの商標に係る審査に対する品質管理の取組を充実させることを期待する。

- ・電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組の継続を期待する。

- ・審査の質に関する課題について、ユーザーの意見を取り入れる仕組みの充実を期待する。

- ・目指した結果と取組の実績との関係に基づき、品質向上の取組や品質管理体制についてのレビューを実施することを期待する。

(4) 評価項目⑥⑦ 品質向上、品質検証のための取組に関するもの

・ユーザー評価調査において評価が低い項目における審査官間の判断の均質性に関する課題を継続的に分析しつつ、これに対する取組を実施することを期待する。

(5) 評価項目⑧ 品質管理体制及び審査の質の分析・課題抽出に関するもの  
・ユーザーとの意見交換の充実、ユーザー評価調査の設問の精査などを通じ、ユーザーの問題意識やニーズを把握し、課題の抽出及び改善を促進することを期待する。

(6) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの  
・商標五庁会合などの外国特許庁との取組について、海外ユーザーを含めたユーザーへの情報発信を積極的に行い、かつ、外国特許庁の情報入手を積極的に行うことを期待する。

#### IV. むすび

本年度の品質管理の実施体制、実施状況についての検証・評価を通じて、本小委員会が昨年度に行った評価及び改善提言が、特許庁内部の取組に反映されることが確認された。

また、我が国の審査の質が、引き続き、国際的に見ても高いレベルにあることや、海外特許庁との間で信頼関係の醸成に向けた取組が推進されていることが確認されるとともに、産業財産権制度ユーザーとのコミュニケーションの機会が拡充されていることも確認できた。

本小委員会は、本報告書でまとめた品質管理の実施体制及び実施状況に関する評価結果や改善提言が特許庁内部の取組に反映されることを通じて、特許庁における品質管理の実施体制の一層の充実が図られ、ユーザーである出願人や代理人である弁理士との協調も進み、審査の質の向上に向けた改善が継続されることを期待する。

併せて、我が国の質の高い審査結果が海外にも積極的に発信されるとともに、品質管理の観点から海外特許庁との交流が継続されることを通じて、産業財産権制度ユーザーのグローバルな活動に寄与することも期待する。

## 参考資料

(参考資料) 審査品質管理に関する評価項目及び評価基準

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか							
(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか							
①	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の提示、具体的な手順を示す文書の例等の提示	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されており、具体的な手順を示す文書も作成され、これら文書が適切に管理されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成され、具体的な手順を示す文書も作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」が作成されている。	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」のいずれか一方しか作成されていない。
②	審査及び品質管理のための手続の明確性	審査及び品質管理に関し、誰が・いつ・何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、審査の品質向上に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。	審査及び品質管理のための手続方法・フロー等の提示	審査及び品質管理の手順や担当が十分に明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が概ね明確化されている。	審査及び品質管理の手順や担当が明確化されていない。

③	品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	<p>・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。</p> <p>・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。</p>	公表状況、アクセス方法、職員への周知・理解状況等の提示	品質管理に関する方針・手続について、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されるとともに、職員向けの研修が定期的実施され、かつその内容が職員に理解されている。	品質管理に関する方針・手続について、国内のユーザーが容易にアクセスできる程度に公表され、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知されている。	品質管理に関する方針・手続について、公表され、かつ審査に関わる全ての職員に周知されている。	品質管理に関する方針・手続が公表又は職員に周知されていない。
評価項目		評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例			
				極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか							
(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか							
④	審査実施体制	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。	審査実施体制、実施状況、他国との比較等の提示	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を確立している。	求められる件数の審査を効率的に行いつつ、国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない審査組織体制、人員配置が確立されていない。



⑤	品質管理体制	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。	品質管理体制、他国との比較等の提示	世界最高水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置を概ね確立している。	国際的に遜色のない水準において、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案及び実施可能な組織体制、及び人員配置が確立されていない。
---	--------	--	-------------------	---	---	---	---

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例			
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す
II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質向上のための取組						
(1) 品質管理が適切に実施されているか						
⑥	品質向上のための取組	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質保証のための拒絶理由通知等のチェック状況、審査官の協議状況、面接回数等定量データ等の提示	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成した上で、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質向上のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成している。	品質向上のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。
⑦	品質検証のための取組	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。	品質監査（サンプルチェック）、ユーザー評価調査、審判決等との判断相違の確認といった取組の状況、当該取組の結果から得られる定量データ等の提示	品質検証のために必要とされる取組が計画されて、それが計画どおりに実施され、かつ、当該取組の目的を達成したうえで、更なる品質の向上に資する効果が得られている。	品質検証のために必要とされる取組が計画され、概ね計画どおりに実施されている。	品質検証のために必要とされる取組が計画されていないか、計画されていても計画どおりに実施されていない。
⑧	審査の質の分析・課題抽出	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。	サーチの質、審査判断の質、拒絶理由通知等の記載内容の質についての分析方法、分析結果、抽出された課題等の提示	審査の質の分析と課題抽出が十分に、かつ、総合的な視点から行われている。	審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている。	審査の質の分析と課題抽出が行われていない。

評価項目	評価の目的及び観点	評価資料の例	評価方法・評価基準の例				
			極めて良好	良好	概ね達成	改善を要す	
II. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか							
(2) 継続的改善が適切に実施されているか							
⑨	質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	品質マニュアルの改訂状況、審査実施体制、品質管理体制等の提示	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われ、かつ、優れている。	方針・手続・体制に対する改善が十分に行われている。	方針・手続・体制に対する改善が概ね行われている。	方針・手続・体制に対する改善が行われていない。
⑩	品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。	審査の質の分析・課題の抽出と品質管理の取組の改善状況との対応関係等の提示	品質管理の取組の改善が十分に行われ、かつ、優れている。	品質管理の取組の改善が十分に行われている。	品質管理の取組の改善が概ね行われている。	品質管理の取組の改善が行われていない。
III. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか							
⑪	審査の質向上に関する取組の情報発信	審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。	審査の質向上に関する取組の情報発信の状況、外国庁等との会合や審査官の派遣又は受入状況、PPHの利用状況等の提示	審査の質向上に関する取組の情報発信が意欲的に国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との継続的な協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われ、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が構築されている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国内外に行われている。	審査の質向上に関する取組の情報発信が国外に行われていない。